

庄内消費生活センターニュース

2026年2月号



ネット通販の冬物セール

「模倣品」「粗悪品」に注意！



SNSでダウンジャケットやヒーターなどの冬物商品のセール広告を見て注文したところ、「有名ブランドのはずが模倣品だつた」「粗悪品が届いた」などといったトラブルが発生しています。
大幅な値引きや極端に安価な広告やサイトにご注意ください。

○注文前に、サイトの商品や事業者情報をチェックしてみよう○



- ✓ サイト内の日本語が正しく表記されていない
- ✓ ブランド、メーカー品の価格が極端に安い
- ✓ 大手電機メーカーの製品を連想させる表記をしている
- ✓ 事業者の連絡先が明確でない
- ✓ 無関係の住所や電話番号などを記載している
- ✓ キャンセル、返品、返金のルールの記載がない

**相談してケロ!! 困ったときは、
消費者ホットライン「188」へ！**



国民生活センター越境消費者センターHPにて
悪質通販サイト情報公開中！

ここに掲載されていたら注文しない！



地震に便乗した詐欺的トラブルに注意！



各地で発生している地震に関連して、個人情報を聞き出そうとしたり、訪問するという電話があったという相談が寄せられています。



【事例 1】買取業者から「地震の被災地に届けるため、衣類や食器など何でも買い取る」と電話がかかってきた。

【事例 2】市役所を名乗る所から要支援者の登録に関する電話があり、家族構成や在宅時間などを聞かれた。

公的機関が各家庭に直接電話をかけて義援金を求めたり、個人情報を聞いたりすることはありません。不審な電話はすぐに切り、万が一、訪問があっても断ってください。



携帯発電機やポータブル電源の取り扱いに注意！



キャンプなどのほか、自然災害時の停電に備え、非常用電源として携帯発電機やポータブル電源を用意する人が増えています。

●携帯発電機は、ガソリンや軽油などを燃料としているため、排気ガスで一酸化炭素中毒になる危険があります。携帯発電機は屋内では絶対に使用しないでください。屋外でも自動車内やテント内で使用すると、屋内と同様の危険があります。



●ポータブル電源は、リチウムイオン電池などを内蔵した大容量かつ可搬型の蓄電装置です。落とすなどの衝撃を与えると発熱・発火といった事故につながる危険性があります。発熱や変形などの異常が生じた場合は、使用を中止し、製造・販売事業者に相談しましょう。

2月・3月の消費生活法律相談日

- 2月 12日（木） 午後1時30分から
- 3月 11日（水） 午後3時30分まで

弁護士が無料でアドバイスします。
相談時間はお一人様30分です。
事前予約が必要ですので、庄内消費生活センターまでお問い合わせください。

庄内消費生活センター

〒997-1392
東田川郡三川町大字横山字袖東19-1
(山形県庄内総合支庁内)
《相談受付》午前9時～午後5時
(土日祝日・年末年始を除く)
《電話番号》0235-66-5451

ホームページはこちらから→

